

北陵自治会「会則」

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、北陵自治会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、北陵集会所に置く。

(構成)

第3条 本会は、川西市美山台・丸山台の居住者で構成、班及びブロックの構成は別に定める。

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、よりよい生活環境の維持、改善及び地域の福祉活動をするこ
とを目的とする。本会は、会員の協力によって自主的に活動し、営利的、政治的、宗教的活動
は行わない。

(活動)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するために次の諸活動を行う。

- (1) 事故防止、防犯・防火、公害の排除、風紀の維持等
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上
- (3) 会員相互の親睦、文化教養の向上
- (4) 北陵集会所の管理・運営
- (5) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (6) その他、総会で特に必要と認めた活動

第2章 会員

(会員)

第6条 美山台・丸山台に居住するものは会員としての資格を有し、転入によりそれを取得、転出により喪
失する。

(会員の種類)

第7条 会員の種類は、正会員、準会員、賛助会員の3種類とする。

- (1) 正会員
- (2) 準会員:①高齢独居 ②高齢家族 ③病弱 ④要介護の家族あり、を原則として、自己の申請に
より役務免除の準会員となることができる。但し、総会の議決権は有しない。
(※共働きは準会員資格の対象外)
- (3) 賛助会員:北陵地域内の法人は役務免除の賛助会員となることができる。但し、総会の議決権は
有しない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において定める以下のとおりの会費を納入しなければならない。

会費は正会員、準会員、賛助会員とも月額200円とし、班長を通じて会計に納入する。

(1)徴収期日

会費は毎年1回、5月に全期分(4月～翌年3月)を徴収する。

但し、途中の入会については、入会月の翌月以降から翌年3月分までを徴収する。

(2)途中脱会者の取扱い

会員が会員資格を喪失した場合で、資格喪失月の翌月以降分の会費を既に徴収しているときは会員の請求により、これを返還する。

(入 会)

第9条 本会に入会しようとする者は、別に定める「入会申込書」を会長宛てに提出しなければならない。

本会に入会申込があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

2 本会の区域に入居した個人に対しては、本会はこれらの者に本会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退会等)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会とする。

(1)本人から別に定める「退会届」が会長に提出されたとき。

(2)第6条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(3)会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(4)会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

第3章 役員・班長

(役員・班長)

第11条 本会には、次の役員、班長を置く。

(1)役員 執行部

①会 長 1名 ④広 報 若干名 ⑦ブロック長 若干名

②副会長 若干名 ⑤会 計 2名

③書 記 若干名 ⑥専門部長 若干名

(2)役員 会計監査 2名

(3)班長 各班1名

(役員・班長の職務)

第12条 役員・班長の職務は次の通りとする。

(1)役員 of 職務

①会 長 … 会を代表し、会務を統括する。

②副会長 … 会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
また、役員と連携し円滑に業務を遂行する。

③書 記 … 議事録の作成・配布と資料作成、会員数の把握・名簿管理、事務用品及び

事務機器の調達・管理を行う。

- ④広報 … 機関紙の発行など自治会の広報に関する業務を行う。
 - ⑤会計 … 会費ならびに諸収入金の収納及び運営に関する諸経費の支出を行う。
 - ⑥専門部長… 第6条の活動を進めるため、各所管の業務を遂行する。
 - ⑦ブロック長… 定められたる区域の班長と連帯し、自治会運営の円滑化を図る。
 - ⑧会計監査… 会の会計を監査し、総会において報告する。
- (2)班長の職務… 班を統括する副会長・ブロック長とともに、会員の状況を把握しながら親睦を図り、広報等の配布・回覧板の回付、転入・転出の手続き、自治会費・募金等の集金、自治会行事への参加や依頼事項への対応等、別に定める「北陵自治会 班長マニュアル」の職務を行う。

(役員・班長選出)

第13条 役員、班長の選出は次に掲げる方法により選出する。

- (1)班長…班長は、各班毎に1名を住居番号の若い順か、入居者順、又はその他の方法でその班員の中より選出する。班長に欠員が生じた場合は、直ちに補選して前任者の任期を引き継ぐものとする。
- (2)役員…会長、副会長、書記、広報、専門部長、会計、ブロック長は班長会で役員候補として選出する。
- (3)会計監査は、会員の中より推薦し、総会の承認を得て委嘱する。
- (4)役員補充…年度内において役員に欠員が生じた場合には、それぞれの選出基準により、直ちに役員補充の候補を選出し、臨時総会の付議・決議のうえ全会員へ周知するものとする。
また、班長が役員(ブロック長を除く)に選出された班は、新たに班長を選出する。
- (5)任期……班長の任期は、定期総会から次年度の定期総会までとする。
役員任期は、定期総会から次年度の定期総会までとし、再選を妨げない。
*執行部役員を2期以上継続して就任した会員については、次年度以降の執行部役員への就任を免除することができる。但し、当該年度の所属ブロック内の全班長が2期以上継続して執行部役員を経験している場合は除く。2期以上連続して執行部役員就任の起算は配偶者についてのみ通算することとする。

(退任と解任)

第14条 本会役員は次に該当する場合、任期中と言えども退任又は解任ができる。

- (1)本人の健康又は家族の事情が任務を不可能に至らしめた場合。
- (2)本会の地域から転出する場合。
- (3)本会の運営を妨げ、本会の信用を傷つけ、又は会員の和を乱し、或いは迷惑を及ぼす行為があった場合。

第4章 会 議

(会議体)

第15条 本会には、次の会議体を設ける。

- (1) 総会 (2) 班長会 (3) 役員会 (4) 執行部会

(総 会)

第16条 総会は、本会の最高決議機関とする。

(総会の構成)

第17条 総会は、全会員をもって構成する。

(総会の種別)

第18条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

3 会長は、全会員の3分の1以上、又は、班長の3分の1以上の要求があったときは、臨時総会を開催しなければならない。

(総会の招集)

第19条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の決議事項)

第20条 総会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 役員承認
- (2) 会計監査承認
- (3) 会則の変更
- (4) 予算及び決算承認
- (5) 活動計画承認
- (6) その他、班長会で特に必要と認めた事項

(総会の議長)

第21条 総会の議長は、執行部の推薦により定める。

(総会の定足数)

第22条 総会は全会員の過半数の出席を得て成立する。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第24条 会員は、各々1票の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第25条 やむを得ない理由により、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合において、第23条及び第24条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状及び書面表決書を提出した会員を含む)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過概要及びその結果
 - (5) 議事録署名者の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び新旧の会長が署名しなければならない。

(班長会)

第27条 班長会は、役員(執行部)及び班長をもって構成する。

- 2 班長会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 班長会はその3分の2以上の出席を得て成立し、議決はその出席者の過半数で決する。

(役員会)

第28条 役員会、役員(執行部)をもって構成する。

- 2 役員会は、役員(除、会計監査)の出席を基本とし、止むを得ず欠席する役員は、その旨会長に連絡する。
- 3 役員会は運営に関する事項を立案審議し、各班長の協力を得て、日常活動を執行する。
- 4 役員会はその4分の3以上の出席を得て成立し、議決はその出席者の過半数をもってする。

(執行部会)

第29条 執行部会は、執行部役員(除、ブロック長)をもって構成する。

- 2 執行部会は、必要に応じて会長が召集する。
- 3 執行部会は、前第27条、第28条に規定する班長会、役員会に提出する自治会の運営・事業活動等について協議する。

(特別委員会)

第30条 第5条の諸活動を行うにあたり、必要がある場合、班長会の承認を得て特別委員会を設置することができる。

(顧問)

第31条 本会に、班長会の承認を得て顧問を置くことができる。顧問は本会の相談を受け、運営に協力する。任期は、次年度の定期総会までとする。

第5章 会計

(収入)

第32条 本会の収入は、次の通りとする。

(1)会費 (2)寄付金 (3)自治会報奨金 (4)補助金 (5)奨励金 (6)雑収入

(会計)

第33条 新年度予算は、定期総会に提出し、その承認を得なければならない。

2 会計報告は、会計年度で締め切り、定期総会で決算報告をし、その承認を得なければならない。

3 定期総会に提出する決算報告は、必ず会計監査を受けなければならない。

4 寄付金の受入れは、役員の承認を得るものとする。

(臨時会費)

第34条 必要に応じ班長会の決議により、臨時会費を徴収することができる。

(弔慰金)

第35条 弔慰金は、次の通りとする。

(1)会員(正会員／準会員問わず)及びその配偶者の死亡の場合

香典 5,000円

(2)会員(正会員／準会員問わず)の同居親族死亡の場合

香典 3,000円

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

第6章 雑則

(個人情報の取扱い)

第37条 本会が自治会活動を推進するために必要な個人情報の取得、利用、提供及び管理等については、別に定める「個人情報取扱ルール」により、適正に取り扱うものとする。

(附則)

1987年 7月 1日 改正(S62)
1988年 4月 1日 改正(S63)
1990年 4月 1日 改正(H2)
1991年 4月 1日 改正(H3)
1993年 4月11日 改正(H5)
1994年 4月10日 改正(H6)
2004年 4月11日 改正(H16)
2006年 4月 9日 改正 H(18)
2007年 9月16日 改定(H19)
2008年 4月 6日 改定(H20)
2011年 4月17日 改定(H23)
2014年 4月13日 改定(H26)
2015年 4月19日 改定(H27)
2016年 4月10日 改定(H28)
2022年 4月10日 改定(R4)